

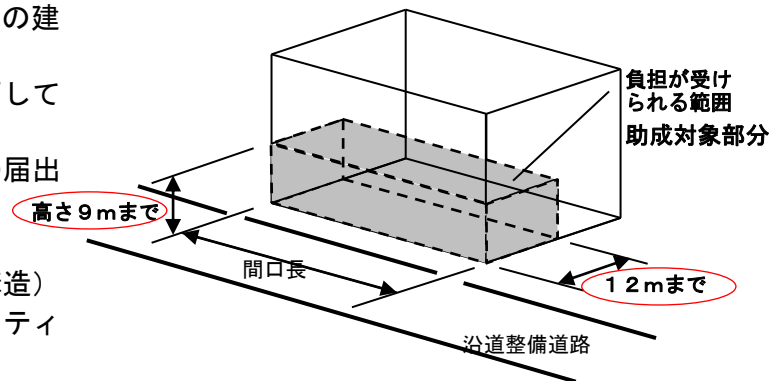
緩衝建築物の建築費等の一部負担について

「沿道地区計画」の区域内に、道路の騒音が背後に通り抜けられないような建築物（「緩衝建築物」といいます。）を建てるときに、その建築費用の一部を道路管理者が負担するものです。

[道路管理者の窓口] 川越街道：東京国道事務所 計画課 環状7、8号線：東京都 建設局 管理課

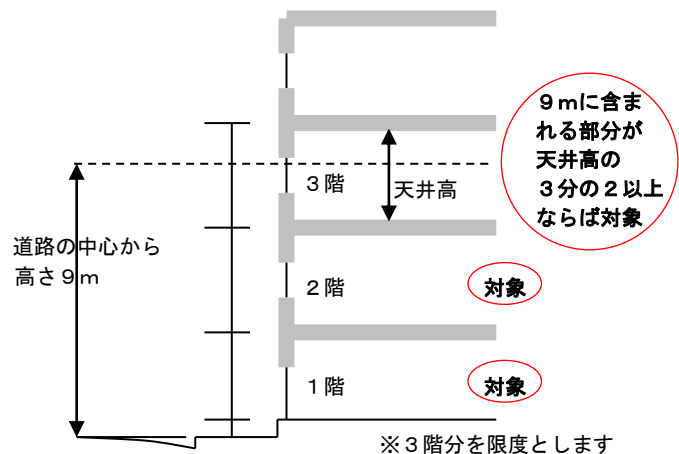
負担を受けられる建物は？

- ・ 間口率の最低限度、建築物の高さの最低限度、遮音構造等が定められた「沿道地区計画」区域の中の建物
- ・ 沿道整備道路に接続した敷地に、この道路に面して建てられる建物
- ・ 区から「沿道地区計画の区域内における行為の届出に関する適合通知書」が発行されたもの
- ・ 建物の高さが、おおむね6m以上の建物
- ・ 鉄筋コンクリート造等の火に強い構造（耐火構造）で、背後へ音が通り抜けられない形態の建物（ピロティ形式等は該当しません。）
- ・ 「中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」等により、周辺環境に十分配慮した建物
- ・ 他の助成を受けない建物
- ・ 背後地に騒音から守るべき住宅のある建物



負担を受けられる範囲は？

- ・ 沿道整備道路の路面から測って高さがおおむね9mまでの部分（高さが6mに達しない部分があるときは、その部分は負担を受けられません。）
- ・ 道路側の建物の壁面から奥行き12mまでの部分
- ・ 各階の床面から天井までの高さが9mまでの部分に全部または3分の2以上含まれていること
- ・ 除却については、木造建物で、上記の負担対象部分の述べ床面積が対象となります。



負担を受けられる金額は？

上記の範囲内に含まれる床面積により計算します。

建築費＝対象面積×建築単価（円／㎡）×〔住宅17%、非住宅21.7%〕

【建築単価の限度 127,200円／㎡】

除却費＝対象面積×除却単価（円／㎡）×〔住宅17%、非住宅21.7%〕

【除却単価の限度 8,400円／㎡】

（※対象面積・金額については別途ご確認ください。）

※負担を受けようとする方は、予算の制約がありますので、事前に道路管理者の窓口にご相談ください。

その後、工事の着手前に、道路管理者の窓口へ協議していただきます。

※緩衝建築物の建築費等の一部負担に関しましては、上記以外にも詳細な条件がありますので、詳しい資料・申し込み用紙は、道路管理者の窓口で配布しております。

【お問い合わせ】 板橋区 都市整備部 都市計画課 交通企画都市基盤係 TEL 03-3579-2548